

環 備 - 9 9 0

令和8年3月31日

一般社団法人秋田県産業資源循環協会

会長 平野 久貴 様

秋田県生活環境部長

(公 印 省 略)

環境保全センターの使用許可に係る手続等要綱の改正について（通知）

産業廃棄物の適正処理の推進については、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この度「環境保全センターの使用許可に係る手続等要綱」を別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員へ周知いただくとともに、今後とも産業廃棄物の3R及び適正処理を推進して下さるようお願いいたします。

1 改正内容

- ・組織改編に伴う課名の修正（環境整備課→循環型社会推進課）
- ・その他、文言の修正

2 施行日

令和8年4月1日

**【担当】**

秋田県 生活環境部 環境整備課  
廃棄物対策チーム 山田  
TEL 018-860-1624